

# 介護報酬 自己点検表 【居宅介護支援費】

R7 一部改正

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
居宅介護支援費（Ⅰ）	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	<input type="checkbox"/> 該当	
居宅介護支援費（Ⅱ）	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	<input type="checkbox"/> 該当	
運営基準減算	利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ることについて、利用者又はその家族に対して、説明を行う	<input type="checkbox"/> 未実施	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族への面接の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、サービス担当者会議の開催等	<input type="checkbox"/> 未開催	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	<input type="checkbox"/> 未交付	
	居宅サービス計画を新規に作成した場合のサービス担当者会議等の開催	<input type="checkbox"/> 未開催	
	要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合のサービス担当者会議等の開催	<input type="checkbox"/> 未開催	
	要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合のサービス担当者会議等の開催	<input type="checkbox"/> 未開催	

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
	<p>・モニタリングの実施に当たって、次に掲げるいずれかの方法により利用者へ面接</p> <p>イ 1月に1回、利用者の居宅を訪問する方法によって行う方法</p> <p>ロ 次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行う方法</p> <p>    a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること</p> <p>    b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること</p> <p>        i 利用者の心身の状況が安定していること</p> <p>        ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること</p> <p>        iii 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること</p>	<input type="checkbox"/> 未実施	
	モニタリングの結果の記録	<input type="checkbox"/> 1ヶ月以上未実施	
	運営基準減算が2月以上継続していない	<input type="checkbox"/> 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない	<input type="checkbox"/> 該当	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務に従い必要な措置を講じていない。	<input type="checkbox"/> 該当	
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者	<input type="checkbox"/> 該当	
	指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
特別地域居宅介護支援加算	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
特定事業所集中減算	①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存 ①判定期間における居宅サービス計画の総数 ②訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 ③訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 ④算定方法で計算した割合 ⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由	<input type="checkbox"/> 作成及び保存 <input type="checkbox"/> 作成及び保存 <input type="checkbox"/> 作成及び保存 <input type="checkbox"/> 作成及び保存 <input type="checkbox"/> 作成及び保存	
	判定期間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等各々の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合	<input type="checkbox"/> 80/100以上	
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
入院時情報連携加算(Ⅰ)	入院した日のうちに、情報提供 ※入院の日以前に情報提供した場合及び指定居宅介護支援事業所における営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	<input type="checkbox"/> あり	
	同月に入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定	<input type="checkbox"/> なし	
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院した日の翌日又は翌々日に、情報提供 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、入院から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日に情報提供した場合も含む。	<input type="checkbox"/> あり	
	同月に入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定	<input type="checkbox"/> なし	
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
退院・退所加算(Ⅰ)イ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算(Ⅰ)イ・ロ、(Ⅱ)イ・ロ、(Ⅲ)の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
	初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算(Ⅰ)イ・ロ、(Ⅱ)イ・ロ、(Ⅲ)の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
	初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
退院・退所加算（Ⅱ）イ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
	初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
	初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
退院・退所加算（Ⅲ）	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	<input type="checkbox"/> 該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
	初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席	<input type="checkbox"/> あり	
	医師等又は歯科医師に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受ける	<input type="checkbox"/> あり	
	居宅サービス計画に記録	<input type="checkbox"/> あり	
	同月に通院時情報連携の算定	<input type="checkbox"/> 算定されていない	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅への訪問、カンファレンス及び必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 実施	
	月の算定回数	<input type="checkbox"/> 2回以下	
	カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点についての居宅サービス計画等への記載	<input type="checkbox"/> あり	
ターミナルケアマネジメント加算	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制	<input type="checkbox"/> あり	
	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日14日以内に2日以上居宅を訪問	<input type="checkbox"/> あり	
	ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又は家族が同意した時点以降、終末期の利用者の心身の状況の変化等必要な記録	<input type="checkbox"/> あり	
	上記記録の主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者への提供	<input type="checkbox"/> あり	
	他の指定居宅介護支援事業所で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし	

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
特定事業所加算（Ⅰ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	<input type="checkbox"/> 配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）3名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	<input type="checkbox"/> 配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保	
	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合	<input type="checkbox"/> 4割以上	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	<input type="checkbox"/> 参加	
	特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用	
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	<input type="checkbox"/> 45名未満 ※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満	
法定研修等に協力又は協力体制の確保	<input type="checkbox"/> 確保		

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	<input type="checkbox"/> 実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	<input type="checkbox"/> 作成	
特定事業所加算（Ⅱ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	<input type="checkbox"/> 配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 3名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	<input type="checkbox"/> 配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	<input type="checkbox"/> 参加	
	特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用	
介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	<input type="checkbox"/> 45名未満 ※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満		

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	<input type="checkbox"/> 確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	<input type="checkbox"/> 実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	<input type="checkbox"/> 作成	
特定事業所加算（Ⅲ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	<input type="checkbox"/> 配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）2名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	<input type="checkbox"/> 配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	<input type="checkbox"/> 参加	
	特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用	
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	<input type="checkbox"/> 45名未満 ※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満	

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	<input type="checkbox"/> 確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	<input type="checkbox"/> 実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成（必要に応じて）	<input type="checkbox"/> 作成	
特定事業所加算 (A)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	<input type="checkbox"/> 配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）1名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	<input type="checkbox"/> 配置	
	専従の介護支援専門員が常勤換算方法で1名以上（他の居宅介護支援事業所との兼務可。ただし、連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は当該事業所に限る）	<input type="checkbox"/> 配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	<input type="checkbox"/> 確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施） ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	<input type="checkbox"/> 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等	<input type="checkbox"/> 参加	

点検項目	点検事項	点検結果	確認事項
	特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用	
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	<input type="checkbox"/> 45名未満 ※居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満	
	法定研修等に協力又は協力体制の確保 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	<input type="checkbox"/> 確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	<input type="checkbox"/> 実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成(必要に応じて)	<input type="checkbox"/> 作成	
特定事業所医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間における退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計	<input type="checkbox"/> 35回以上	
	前々年度の3月から前年度の2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定数	<input type="checkbox"/> 15回以上	
	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定	<input type="checkbox"/> あり	